

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 月 日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県西尾市吉良町荻原川中59番地 氏 名 吉 良 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 判 治 悟 史 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0563-32-1131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	吉良建設株式会社
事業場の所在地	愛知県西尾市吉良町荻原川中59番地
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	元請工事高 90509万円
③従業員数	45人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	一般土木工事 下水・河川・造成・構造物維持補修・その他工事 がれき類(コン塊)→再生処理業者に委託して再資源化 木くず→再生処理業者に委託しチップとして再生または最終処分業者に委託焼却 汚泥・建設発生土→中間処理業者に委託し脱水後埋立 舗装工事 新設・維持補修工事 建築工事 がれき類(コン・アス塊) 再生処理業者に委託して再資源化 木造住宅・RC建築物 ほか 公共建築物 新築維持補修工事また左記に伴う解体工事 がれき類(コン・アス塊) 再生処理業者に委託して再資源化 混合物→中間処理業者に委託分別再資源後残りを最終処分業者に委託し埋立焼却 廃プラ→再資源処理業者に委託し再資源化 石膏ボード→最終処分業者に委託埋立 木くず→再生処理業者に委託しチップとして再生または最終処分業者に委託焼却 紙くず→最終処分業者に委託し焼却 金属くず→再生処理業者に委託し再資源化のりを最終処分業者に委託し埋め立て

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物処理責任者 常務取締役

廃棄物処理施設技術管理者 ——— 特別管理産業廃棄管理責任者

総務部

現場廃棄物管理者 現場代理人

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（ 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類

排 出 量

別紙参照

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類

排 出 量

別紙参照

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 建築の現場において廃プラスチック類・木くず・金属くず分別している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 土木の現場も出来るだけ分別するようにつとめる。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		
	（これまでに実施した取組） 別紙参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		
	（今後実施する予定の取組） 別紙参照		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		
	（これまでに実施した取組） 別紙参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		
	（今後実施する予定の取組） 別紙参照		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		
	（これまでに実施した取組） 別紙参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		
	（今後実施する予定の取組） 別紙参照		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		
	（これまでに実施した取組） 別紙参照		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全 処 理 委 託 量		
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		
		再生利用業者への 処 理 委 託 量		
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		
		(今後実施する予定の取組) 別紙参照		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の埋め立て処分または海洋投入処分に関する事項

[illegible]